

山下江法律事務所の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第74回

メンタルヘルス (5)

今回は、厚生労働省が平成18年3月に策定した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(以下「指針」という)に基づいて、メンタルヘルスケアの具体的な進め方や留意点について、説明します。

メンタルヘルスケアを推進するための教育研修・情報提供
事業者は、前回のコラムで説明した「4つのケア」が適切に実施されるように、それぞれの職務に応じて、次のようなメンタルヘルスケアの推進に関する教育研修・情報提供を行うよう努めるべきです。
①労働者への教育研修等
事業者は、「セルフケア」を促進するため、管理監督者を含む全ての労働者に対し、メンタルヘルスケアに関する事業場の方針を説明するとともに、メンタル

ヘルスケアに関する基礎知識、ストレス予防・軽減や対処方法等に関する教育研修・情報提供を行う必要があります。
②管理監督者への教育研修等
事業者は、「ラインによるケア」を促進するため、管理監督者に対し、管理監督者の役割、職場環境等の評価及び改善方法のほか、労働者からの相談対応の方法等に関する教育研修・情報提供を行う必要があります。
③事業場内産業保健スタッフ等への教育研修等
事業者は、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」を促進するため、これらの者に対して、その役割、事業場外資源との連携(ネットワークの形成)の方法等に関する教育研修・情報提供を行う必要があります。

職場環境等の把握・改善

労働者の心の健康には、作業環境・方法、労働時間や職場の人間関係など、職場環境等が影響を与えることから、職場環境等の改善は、労働者の心の健康の保持増進に効果的であると考えられます。

メンタルヘルス不調の気づきと対応

メンタルヘルスケアにおいては、予防策のほか、メンタルヘルス不調に陥る労働者の早期発見と適切な対応が重要です。このため、事業者は、個人情報保護に十分留意しつつ、労働者、管理監督者、家族等からの相談に対して適切に対応できる体制を整備する必要があります。さらに、事業者は、産業医や事業場外の医療機関とのネットワークを整備するように努めるべきです。

職場復帰の支援

事業者は、メンタルヘルス不調により休業した労働者が円滑に職場復帰できるように、衛生委員会等において調査審議し、産業医等の助言を受けながら、「職場復帰支援プログラム」を策定し、そのプログラムの実施に組織的・計画的に取り組むなどする必要があります。

田中伸山 事務所、副所長・弁護士

田中伸山 事務所、副所長・弁護士
広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、交通事故被害(損害賠償請求)。

そこで、事業者は、メンタルヘルス不調の未然防止の観点から、次の①・②について積極的に取り組む必要があります。
①職場環境等の評価と問題点の把握
事業者は、管理監督者による日常の職場管理、労働者からの意見聴取やストレスに関する調査結果等を活用して、職場環境等を評価し、具体的な問題点を把握する必要があります。
②職場環境等の改善
事業者は、職場環境等の評価結果に基づき、管理監督者や事業場内産業保健スタッフ等と協力しながら、職場環境のほか、勤務形態や職場組織の見直し等の改善を行う必要があります。
メンタルヘルス不調の気づきと対応
メンタルヘルスケアにおいては、予防策のほか、メンタルヘルス不調に陥る労働者の早期発見と適切な対応が重要です。このため、事業者は、個人情報保護に十分留意しつつ、労働者、管理監督者、家族等からの相談に対して適切に対応できる体制を整備する必要があります。さらに、事業者は、産業医や事業場外の医療機関とのネットワークを整備するように努めるべきです。
職場復帰の支援
事業者は、メンタルヘルス不調により休業した労働者が円滑に職場復帰できるように、衛生委員会等において調査審議し、産業医等の助言を受けながら、「職場復帰支援プログラム」を策定し、そのプログラムの実施に組織的・計画的に取り組むなどする必要があります。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上/丁堀 4-27 上/丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江



山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

☑契約書チェック ☑債権回収 ☑労務問題など
企業法務専門サイトあります 山下江 検索
http://www.hiroshima-kigyo.com

◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！
◆債務整理、交通事故：着手金¥0-

予約電話受付 平日 9～19時 土曜 10～17時
相談予約専用フリーダイヤル 0120-7834-09